

## 南木曾町内における中央新幹線建設工事に伴う 発生土置き場の管理に関する確認書

南木曾町（以下「甲」という。）、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「乙」という。）と東海旅客鉄道株式会社（以下「丙」という。）は、中央新幹線建設に伴う工事に関わる確認事項（令和元年8月21日締結）第3項に基づき、中央新幹線建設の施工主体である丙から委託された乙が工事施工する中央新幹線建設工事に伴う丙が管理する発生土置き場の管理に係る事項について次の通り確認する。

### （目的）

第1条 本確認書は、南木曾町内において丙が管理する発生土置き場の管理方を定めることにより、町内の安心安全の確保及び工事の円滑な施工等を図ることを目的とする。

### （発生土置き場（仮置き場を含む）の施工時の管理）

第2条 丙は、施工時の盛土の安全を確保する。また、法面、排水箇所等の現場巡視を毎作業日に1回以上実施する。なお、休工中に大雨が懸念される場合は、休工前の最終作業日に入念に現場巡視を実施する。

2 丙は、次の各号の異常時において、必要により工事を一旦中止し、巡視者等の安全を確保したうえで、法面、排水箇所等の現場巡視を実施する。

一 データが公表されている最寄りの観測地点における観測雨量（1時間降水量）が30mm以上の場合。

二 気象庁発表による南木曾町における地震の観測震度が4以上の場合。

3 丙は、工事施工ヤード内において発生土に含まれる重金属の定期的な調査を行う。調査の結果、発生土に含まれる重金属が指定基準に適合しない場合は、関係法令等に基づき処理、処分を行う。なお、調査を行う重金属は、カドミウム、六価クロム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、ふっ素、ほう素とする。

4 丙は、放射線量を1日1回、中央アルプストンネル工事の尾越工区の工事施工ヤード内で測定する。測定の結果、万が一管理値を超過した場合は、甲へ速やかに連絡する。

5 乙は、現場巡視等にて異常を発見した場合は、安全確保に必要な措置を実施し、関係各所に連絡する。

6 丙は、乙に第1項から第4項について指示し、実施させるものとし、その内容の確認を行うものとする。

(発生土置き場の施工後の管理)

第3条 丙は、発生土置き場を恒久的に管理する。また、発生土置き場の定期的な点検及び観測を行うとともに、異常を確認した際には適宜必要な修繕を実施する。

2 丙の具体的な定期点検及び観測の項目は、以下を基本とする。なお、管理内容が深度化等により変更となった場合は、変更した内容に基づく。

- 一 盛土及びその周辺状況の点検
- 二 開水路の点検
- 三 地下排水管の点検
- 四 沈砂池の点検
- 五 盛土内地下水位の観測
- 六 降雨量の観測

(工事施工業者等への周知)

第4条 乙は、本確認書の内容を工事施工業者に通知し、遵守させるものとする。丙は、現場巡視を工事施工業者等へ委託または請負させる場合は、本確認書の内容を工事施工業者等に周知し、遵守させるものとする。また、乙は労働安全衛生法に定める事業者及び特定元方事業者に対し、労働安全衛生規則第534条を遵守させる。

(確認書の有効期間)

第5条 本確認書の有効期間は、本確認書を合意した日から恒久的に効力を有する。

(その他)

第6条 甲及び丙は、第3条第2項に定める発生土置き場の施工後の管理内容が深度化等により変更となった場合、必要に応じて本確認書の見直しを行うものとする。

2 本確認書に定めがない事項または疑義が生じた場合は、甲及び丙が協議して対応するものとする。

(以下余白)

本確認書を証するため、本書を3通作成し、甲・乙・丙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年10月13日

甲 長野県木曾郡南木曾町読書 3668-1  
南木曾町長

向井裕明



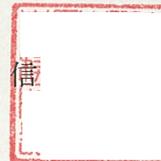
乙 岐阜県中津川市日の出町1丁目45番地  
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
関東甲信工事事務所  
中津川鉄道建設所長

福山拓郎



丙 長野県飯田市元町5451番地  
東海旅客鉄道株式会社  
中央新幹線推進本部  
中央新幹線建設部 名古屋建設部  
中央新幹線長野工事事務所長

杉浦禎信



自前次... 甲... 乙...



甲... 乙...

乙... 丙...



丙... 丁...



丁... 戊...



戊... 己...

